

東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例

東近江市水道事業給水条例（平成 17 年東近江市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項第 3 号中「13,000 円」を「10,000 円」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 8,000 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定更新手数料の新設及び新規指定手数料の見直しを行うため、本議案を提出するものである。